

宅地開発事前協議申請等の提出部数変更について

これまで、宅地開発事前協議申請書類の提出部数は1部としてまいりましたが、各部署における処理日数が大幅に伸びていることを鑑み、処理期間短縮を図るため、提出部数の変更をお願いすることとなりました。以下の要件ごとをお願いする提出部数が異なりますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

①敷地面積500㎡未満かつ中高層でない場合の専用住宅1棟の場合

- 市街化区域（区域外流入、農業集落排水の場合含む）**6部**、うち美南駅東口周辺土地区画整理事業地内**7部**、市街化調整区域**5部**（1部正本、他各課配布用）

②上記①以外で合計開発面積500㎡未満の場合

- 市街化区域（区域外流入、農業集落排水の場合含む）**6部**、うち美南駅東口周辺土地区画整理事業地内**7部**、市街化調整区域**5部**（1部正本、他各課個別合議用）

③敷地面積500㎡以上の建築行為を含まない合計開発面積500㎡以上1000㎡未満の場合

- ②と同様とする。

④敷地面積500㎡以上の建築行為を含む開発面積500㎡以上1000㎡未満の場合

- 市街化区域（区域外流入、農業集落排水の場合含む）**7部**、うち美南駅東口周辺土地区画整理事業地内**8部**、市街化調整区域**6部**（1部正本、他各課個別合議用）

⑤敷地面積500㎡以上の建築行為を含まない合計開発面積1000㎡以上の場合

- 市街化区域（区域外流入、農業集落排水の場合含む）**8部**、うち吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内**9部**、市街化調整区域**7部**（1部正本、他各課個別合議用）

⑥敷地面積500㎡以上の建築行為を含む合計開発面積1000㎡以上の場合

- 市街化区域（区域外流入、農業集落排水の場合含む）**9部**、うち吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内**10部**、市街化調整区域**8部**（1部正本、他各課個別合議用）

⑦地区計画の届出と宅地開発届出書のみで事前協議申請を省略する場合（事前協議後の地区計画の届出は従来どおり正本と副本の計2部です）

- 地区計画届出書は**7部**（うち美南駅東口周辺土地区画整理事業地内は**8部**）預かる（1部正本、1部副本、6部各課配布用）

- 事前協議申請を省略する場合は

吉川第一地区で地区整備計画が定められている地区、きよみ野地区、吉川駅南地区、吉川中央地区、武蔵野操車場跡地地区、吉川保地区、吉川・松伏工業団地地区、吉川美南駅東口周辺地区、以上の土地区画整理事業施行地内とネオポリス地区内で、敷地面積500㎡未満かつ中高層でない専用住宅1棟のみの場合

※事前協議後の地区計画の届出は従来どおり2部（正本、副本）となります。

※共通事項：各課と協議して可となった図面には必ず協議済の印を押してもらってください。